

令和3年7月農業委員会
定例委員会議事録

鳥栖市農業委員会事務局

1. 開催日時 令和3年7月20日(火)

開会 午前9時29分

閉会 午前9時55分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 記事日程

第1 議事録署名委員の氏名

3番 上種 正博 委員 5番 田代 英毅 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 木附 良介

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農用地利用集積計画について	15件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	15件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 木附 良介
江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 1名

議事録

議 長	<p>それでは、ただ今より令和3年7月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者は11名、全員でございます、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。</p> <p>また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番、〇〇 〇〇委員と議席番号5番、〇〇 〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては事務局の〇〇氏をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号を議題といたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について1件、1筆でございます。</p> <p>議案第1号の案件につきまして、審議をいたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆の申請がございました。</p> <p>それでは、1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。</p> <p>譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。</p> <p>以上、議案第1号の案件についての説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>無いうでございしますので、質疑を終了いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第1号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、本件は原案のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第2号を議題といたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。</p> <p>議案第2号の案件につきまして、事務局の説明を求めます。</p>

事務局

はい、それでは2ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可について1件、1筆の申請がございました。申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきまして、申請者は亡くなった親の代から農業用として利用されてきた倉庫が、農地転用許可を得ていないことが判明したため、今回申請されたものでございます。

農地区分につきましては、第2種農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明をいたします。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側及び西側の既存水路に放流される計画となっております。また、始末書も添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いします。

次に、農地区分及び許可の基準について説明をいたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当することから、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、立地基準では、第3種農地に立地困難な場合に該当するため、農地転用は許可し得ると判断いたします。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〇〇委員。

8番委員

8番委員の〇〇です。

ただいまの事務局の説明と重なることが多いと思いますが、最近になって該当地の一部が農地であることが判明いたしまして申請をされたものでございます。

7月12日に地区担当委員と事務局、会長とで現地を確認したところであります。

雨水については、北側及び西側の水路に流してあり、また本人も非常に反省されて始末書を添付しており、何ら問題はないと思われまます。

以上で、私からの説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

〇〇委員から説明をいただきましたけれども、ほかに御意見等ございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、本件は原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、2筆でございます。

議案第3号、番号1の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、賃借権設定に係るもの2件、2筆の申請がございました。

それでは、議案第3号、番号1の案件について御説明をいたします。

申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。この案件につきまして、申請者は、佐賀川久保鳥栖線道路整備工事を施工するにあたり、当該地を資材、残土置場として一時的に使用するため転用申請をされたものでございます。

農地区分につきましては、農用地区域内農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明をいたします。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございます。参考事項の排水計画の雨水は、東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

一時転用期間は、令和3年8月1日から令和3年12月31日までとなっております。現況復旧確約書を添付されております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、農地区分及び許可の基準について御説明をいたします。

申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内にある農地に該当することから、農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では、農用地区域内の農地であるため、原則不許可となっておりますが、例外許可として、一時転用であり、現況復旧確約書により原状回復が確実に認められるため、農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

〇〇委員。

6番委員

6番委員の〇〇です。担当委員として一言申し添えいたします。

7月12日、会長と私と〇〇委員、〇〇推進員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

農地転用について、地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。また、今回、令和3年12月末までの一時転用ということで、復旧の確約書も提出されております。これらの点から、今回の農地転用申請については、特に問題等はないと思われま

す。
以上、担当委員からの意見となります。

議長

ありがとうございました。

ただいま、〇〇委員より御意見等をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、番号2の案件につきましての詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照お願いいたします。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきまして申請者は、店舗販売及びカフェレストランを開いておりますが、来客者数が増加したことにより駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として転用申請されたものです。農地区分につきましては、第2種農地と判断しております。判断基準につきましては後ほど説明をいたします。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は地下浸透及び東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、残高証明書が添付をされております。8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照をお願いいたします。

次に、農地区分及び許可の基準について御説明をいたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当することから、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、立地基準では、第3種農地に立地困難な場合に該当することから農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。
〇〇委員。

2 番委員

担当委員から一言申し上げます。2 番の〇〇です。
7 月 1 2 日に会長と私、〇〇委員、〇推進委員と事務局で現地を確認いたしました。今回の申請地は、〇〇町に存在する農地で、数年前から耕作されておらず、自己保全のみをされていました。

農地転用については、地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。これらの点からも今回の農地転用申請については、特に問題等はないと思われま

す。
以上、担当委員からです。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま〇〇委員さんから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので質疑を終了いたします。
これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 2 の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございます。
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第 4 号を議題といたします。農用地利用集積計画について 1 5 件、4 3 筆でございます。
議案第 4 号、番号 1 から番号 1 5 につきましては、一括して審議をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

そうしたら、4 ページから 9 ページをお願いいたします。
議案第 3 号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により 1 5 件、4 3 筆の申出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、9 ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

1 の利用権設定の中の (1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます。合計が 7 万 3, 2 8 0. 9 5 平方メートルとなっております。

次に、(2) の作物別設定面積について、作物名、「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます。合計で賃借権が 4 0 件、7 万 2, 0 6 9. 9 5 平方メートル。使用貸借権が 3 件、1, 2 1 1 平方メートルとなっております。総合計 4 3 件、7 万 3, 2 8 0. 9 5 平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人15名、借人4名、申請枚数は15枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条、第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第4号、番号1の案件につきましては、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇 〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退席)

それでは、議案第4号、番号1の案件について質疑を求めます。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、番号1の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって本件は、原案のとおり、当委員会で承認することに決定をいたしました。

〇〇 〇〇委員の入室を求めます。

(1番委員入室)

次に、議案第4号、番号2から番号15の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、番号2から番号15の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。
報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、4筆が提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、11ページから13ページをお願いいたします。
報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが12件、15筆、使用貸借権設定に係るものが3件、4筆が提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、14ページをお願いいたします。
報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして1件、1筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6カ月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。
以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目どおしをよろしくお願いをいたします。
その他の事項で、委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ないですかね、それでは、事務局から何か。

事務局

そうしましたら、ちょっと連絡事項でございます。
皆様も御承知かとは思いますが、市報等でも掲載しておりますとおり市庁舎の新築工事が始まる予定になっております。

スケジュールといたしましては、7月中旬より近隣住民への工事の説明会、それから7月下旬には準備工事に入るということで、工作物の解体や仮囲い、現場事務所の設置などが予定をされております。

そういうことで、7月26日からは北側駐車場の一部を含む仮囲いの設置が予定されているところでございまして、今後の駐車場の混雑が予想されるところでございます。

つきましては、委員の方々の駐車場といたしまして、一応こちらから言うと、東別館前を通過して食堂の前、そちらのほうに駐車場を確保するようにしておりますので、そちらのほうを委員さん方の駐車場として確保する予定でございます。

詳細につきましては、次回の案内のほうで具体的な位置図等をつけさせていただいて、御案内をさせていただこうと思っております。委員の方々には非常に御不便をかけると思っておりますけれども、駐車スペースの配慮につきましてよろしくお願いたしたいと考えております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。ほか、何かございますかね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、次回の農業委員会定例会につきましては、令和3年8月20日午前9時30分より、本庁の3階大会議室、この場で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長

委 員

委 員

